

かけはし

第21号 (平成25年7月1日)



日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 国民年金部

部長 町田 浩

機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ご意見に関するアドレスは

E-mail:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

<目次>

- ・はじめに
- ・機構からの連絡
- ・広報の広場
- ・地域の独自情報
- ・編集後記

はじめに

梅雨空の下で蒸し暑い日が続いています。早く夏の青空が見たいものです。

さて、国民年金第3号被保険者の記録問題に関係する、厚年法等改正法が成立し、国民年金法等の一部が改正されました。本号では第3号被保険者にかかる改正法の内容についてご案内します。

機構からの連絡

専業主婦・主夫の年金が改正されました

(国民年金部)

国民年金の年金記録において、実態は第1号被保険者であったにもかかわらず、第3号被保険者のままとされている記録（以下「不整合記録」といい、当該記録に関する期間を「不整合期間」という。）の問題への対応策として、不整合期間に係る特例等を定めた「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第63号。以下「厚年法等改正法」という。）が平成25年6月26日に公布され、平成25年7月1日から施行されました。

この厚年法等改正法の主な特例措置は以下のとおりです。

<主な特例措置>

○ 時効消滅不整合期間の「特定期間」化（恒久措置）

厚年法等改正法の施行後は、記録の訂正がなされた時点において、保険料を徴収する権利が時効によって消滅している不整合期間（時効消滅不整合期間）について、厚生労働大臣（日本年金機構）に届出をすることができるようになり、当該届出（以下「特定期間該当届」という。）のあった期間については、「特定期間（※）」となります。

(※) この特定期間については、届出のあった日以後、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給要件を判定するに当たり、「年金額には反映しないが年金の受給資格期間として算入される期間」として扱われることになり、無年金となることを避けることができます。

○ 特定期間に係る保険料の納付（特例追納）（3年間の時限措置）

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間（3年間）は、厚生労働大臣の承認を受け、特定期間該当届により特定期間とされた期間のうち、保険料を納付する時点で60歳以上の場合は、50歳以上60歳未満の期間（保険料を納付する時点で60歳未満の場合は、保険料を納付する時点から過去10年以内の期間）に係る保険料（以下「特定保険料」という。）を納付（以下「特例追納」という。）することができます。（※）

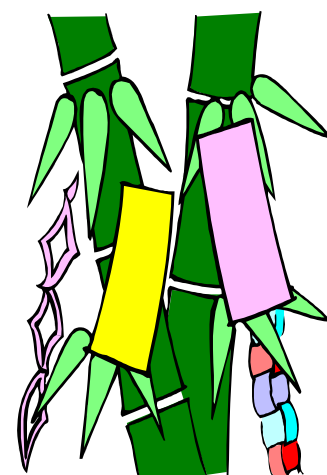
納付された特定保険料は、老齢基礎年金の年金額に反映されることになり、老齢基礎年金の受給者については、納付が行われた日の属する月の翌月から年金額が改定されます。なお、平成27年4月1日から平成28年3月までに特例追納による改定が行われた場合、その増額分は、平成28年5月に支給されます。（ただし、厚年法等改正法の施行後に記録訂正がなされて、時効消滅不整合期間を有することとなった者であって、平成25年7月1日において時効消滅不整合期間が保険料納付済期間であるものとして老齢基礎年金等を受給している者については、特定保険料納付期限日（平成30年3月31日）の属する月の翌月から年金額を改定します。）

(※) 既訂正者、未訂正者のいずれも特例追納をすることができる。

〈市区町村へのお願い〉

機構においては、今後、特定期間該当届の提出や特例追納の必要性、これらの手続の方法等について、不整合期間を有する者に対して個別に周知（届出勧奨等）するなど、丁寧かつわかりやすい周知広報に努めることとしています。

市区町村におかれましては、厚年法等改正法の趣旨等をご理解いただき、本号の「広報の広場」に掲載した広報素材をご活用し、広報紙等において特定期間該当届の提出の必要性等について周知・広報していただくようお願い申し上げます。



「適用関係届書の電子媒体化」の導入へのご協力をお願いします。（品質管理部）

平成25年4月から適用関係届書の一部を電子媒体（CD・DVD）で報告いただくことができるようになりました。

ご協力いただいている市区町村におかれましては、この場をお借りしてお礼申し上げます。

また、電子媒体化に伴う市区町村の電算システムの改修費用につきましては、平成25年度においても、国民年金等事務取扱交付金（特別事情分）の交付対象となりますので、現在、適用関係届書の電子媒体化を実施されていない市区町村におかれましては、今年度中のご検討・ご対応をよろしくお願いいたします。

国民年金・厚生年金保険脱退一時金の請求にかかる住民基本台帳照会のご協力のお願い

(業務渉外部)

日頃から年金制度の運営に対しご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。
脱退一時金は、日本国籍を有していない方であって、国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間等の合計が6ヶ月以上あるか、又は厚生年金保険の被保険者期間が6ヶ月以上ある場合に、被保険者資格を喪失し、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求をすることができます。

平成24年7月9日から住民基本台帳法等の一部を改正する法律が施行され、外国籍を有する方であって、日本国内に住所を有する方に対しては、原則、住民票が作成されることとなりました。これに伴い、日本に住所を有しなくなった日を特定するにあたり、国外へ転出する前の日本の最終住所地からの転居の届出の日を確認する必要があります。

(転出届を提出せずに出国した方が再入国許可を受けている場合は、原則として再入国許可の有効期間が経過するまでは日本に住所を有していることとなり、国民年金の被保険者とされることから、脱退一時金は請求できません。)

現在、日本から国外に転出する際に、転出届を提出されずに脱退一時金を請求されるケースが多く、日本年金機構から市区町村への照会が非常に多くなっており、ご担当者の方には大変お手数をおかけしているところです。各市区町村のご担当者におかれましては、業務ご多忙とは存じますが、引き続きすみやかなご回答をいただきますようご協力をお願いいたします。

なお、内閣府のホームページの定住外国人施策ポータルサイトに別添の「日本を出国する外国人の皆様」の掲載依頼を行うなど、国民年金・厚生年金保険脱退一時金の請求に関する転出届についての周知・広報を行っていますことを申し添えます。

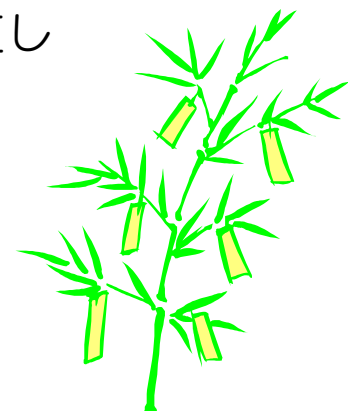


年金機能強化法の施行日のお知らせ

(事業企画部)

年金機能強化法のうち次の事項については、「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する旨お知らせしていましたが、施行日を平成26年4月1日とする政令が平成25年5月10日に公布されましたのでお知らせします。

1. 老齢年金の繰下げ支給に係る支給開始時期の見直し
2. 国民年金任意加入者の国民年金保険料未納期間の合算対象期間への算入
3. 障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和
4. 特別支給の老齢厚生年金に係る障害特例の支給開始時期の見直し
5. 未支給年金の請求権者の範囲拡大
6. 国民年金保険料の免除期間に係る保険料の取扱いの改善
7. 国民年金保険料の免除等に係る遡及期間の見直し
8. 産休期間中の保険料免除及び従前標準報酬月額の特例
9. 付加保険料の納付期間の延長
10. 所在不明の年金受給者に係る届出制度の創設



11月の「ねんきん月間」に向け、皆さまから公的年金制度との関わりについてのエッセイを募集しています。



【テーマ】

応募者ご自身や、ご家族などの身近な方と公的年金制度との関わりについて、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ

※公的年金の大切さ、公的年金との関わり、または社会保障としての公的年金の意義などに関するエピソードを盛り込んだ内容など、何でも結構です。

【応募資格】

一般、学生・生徒（中学生以上）

【応募要領】

① 郵送または電子メールで、日本年金機構「わたしと年金」担当あてご提出ください。

・日本語で1,000～2,000文字以内とし、400字詰め原稿用紙の場合、3枚から5枚、word文書形式による場合は、原稿横書き（A4版、40字×35行）としてください。

・氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属（会社名、学校名等）を明記してください。

② 内容は未発表のものに限ります。

【応募締切】

2013年（平成25年）9月20日（金）（当日消印有効）

※ 電子メールによる提出は、当日午後6時まで。

【提出先・お問い合わせ先】

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 サービス推進部 サービス推進グループ

「わたしと年金」担当まで

電話：03-5344-1100

※電子メールアドレス watashito-nenkin@nenkin.go.jp

詳しくは日本年金機構HPをご覧ください

平成25年度 わたしと年金

検索

専業主婦(夫)の年金が改正されました

平成25年7月1日から専業主婦(※)の年金が改正され、会社員の夫が退職した際などに年金の切り替えの手続きが遅れたりまたは漏れていたため、保険料が未納となっている主婦が手続きをすることにより、年金の受け取りが可能になったり、年金額を増やすことができる場合があります。

**「主婦年金からの切り替えの手続きが2年以上遅れたことがある方は、
今すぐ手続きを！」**

原則として20歳から60歳までのすべての人が「年金」に加入することになっていますが、サラリーマンの夫(第2号被保険者)に扶養されている妻(専業主婦:第3号被保険者)は、保険料を納める必要はありません。

ただし、夫が退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続)をして、保険料を納めなくてはなりません。

この手続きが2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方は手続きをすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

(※) 妻がサラリーマン、夫が専業主夫の場合も同様です。

○ 手続きをすることにより、無年金や年金の減額を防ぐことができます。また、老齢年金だけではなく、万一の時の障害年金などの受給権の確保にもつながります。

○ 保険料納付で年金額アップ！

手続きをすることにより、本来はさかのぼって払うことができなかった期間の保険料を納付することができます(最大10年分)。保険料を納めることにより、年金額が増えます。

※ 平成27年4月から保険料の納付ができるようになります。手続きをされた方に、平成27年4月に向けて保険料納付のご案内を郵送する予定です。

○ 詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル0570-011-050またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

専業主婦(夫)の年金が改正されました

平成25年7月1日から専業主婦(※)の年金が改正され、サラリーマンの夫が退職した際などに年金の切り替えの手続きが遅れたため、保険料が未納となっている主婦が手続きをすることにより、年金を受け取れるようになる場合があります。

夫が会社を退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更届)をして保険料を納めなくてはなりません。この手続きが2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方が手続きをすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

(※) 妻がサラリーマン、夫が専業主夫の場合も同様です。

○ 主婦年金からの切り替えの手続きが2年以上遅れたことがある方は、今すぐお問い合わせを！

65歳以上の方は、お問い合わせが遅れると年金の受け取りも遅れます。

65歳未満の方は、障害・遺族年金を受け取りやすくなります。

○ 詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル0570-011-050またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。)

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

詳しくは、市(区)役所または町村役場、年金事務所にお問い合わせください。

地域の独自情報

<年金事務所等での取り組み>

編集後記

「かけはし」は、これからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

※「かけはし」に対するご意見・ご要望についてお待ちしております。
ご意見は、E-mail : kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp までお願いします。